

独立行政法人会計基準等改訂に係る論点

独立行政法人改革等の概要	現行の独法会計基準等における取扱い	主な論点（案）
1 独法改革に伴う会計基準の見直し		
1-①. 事業等のまとまりごとに区分された情報の充実 ● セグメント情報の開示の充実		
<p>【閣議決定】</p> <p>4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実</p> <p>(1) 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進</p> <p>○ 法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、<u>事業等のまとまりごとに区分された情報を充実する</u>とともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的なマネジメントの実現を図る。</p> <p>○ 国から事前に用途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の<u>事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明</u>させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないよう運用において十分に留意する。</p>	<p>○ 現在の独法会計基準及び注解では以下のよう に定められている。</p> <p>【基準第 43 セグメント情報の開示】</p> <p>1 独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。</p> <p>2 開示すべき情報は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額とする。</p> <p>【注解 39 セグメント情報の開示について】</p> <p>1 独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p> <p>2～3 省略</p>	<p>○ 独立行政法人のセグメント情報の開示の現状をどのように評価するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度の各独立行政法人の財務諸表上の開示状況（参考資料 P 1）を見ると、以下の点が指摘できる。 ➤ 一定の事業等のまとまりごとに区分して開示している法人もあれば、セグメント情報を開示していない法人まで様々である。 ➤ セグメント情報を開示している法人の中でも、施設単位、研究領域単位など、様々である。 <p>○ セグメント情報の一層の充実を図るために、独立行政法人のセグメントの区分的基本的考え方はどうあるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計では、平成 22 事業年度からは、情報開示の一層の充実を図るため、経営上の意思決定を行い、業績を評価するため

独立行政法人改革等の概要	現行の独法会計基準等における取扱い	主な論点（案）
	<p>○ また、セグメント情報は今まで以下のような検討が行われている。</p> <p>1. セグメント開示の導入</p> <p>企業会計の基準等を踏まえ、セグメント情報の開示は、独法会計基準制定当初（平成12年2月16日）から行われている。</p> <p>【独立行政法人会計基準中間的論点整理（平成11年9月20日）（抜粋）】</p> <p>ディスクロージャーの観点からは、セグメント情報についても、（省略）検討していくべきものとする。</p> <p>2. セグメント情報の見直し</p> <p>平成23年の独法会計基準の改訂では、企業会計の動向と合わせて、マネジメント・アプローチ採用の是非を検討したが、独法では、既に業績評価に資するよう、事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行うことが要請されていることから、改めて「マネジメント・アプローチ」の手法を導入する必要はないとの結論に至った。</p> <p>【独立行政法人会計基準前文（平成23年6月28日改訂）（抜粋）】</p> <p>2 会計基準改訂の主な内容</p> <p>(1)セグメント情報等の開示</p> <p>企業会計基準においては、従来、企業の経営の多角化、国際化等の傾向が急速に高まりを背景としてセグメント情報の</p>	<p>に、経営者が企業を事業の構成単位に分別した方法を基礎とする「マネジメント・アプローチ」が導入された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人のセグメント情報は、独法会計基準上、業績評価に資するという観点から作成するものとされている。 ・ 独立行政法人改革では、PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みを確立するために、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」において目標管理の単位についての基準を検討中。 <p>○ セグメント情報を充実させる観点から、開示すべき情報を拡充すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時損益 ・ 行政サービス実施コスト 等

独立行政法人改革等の概要	現行の独法会計基準等における取扱い	主な論点（案）
	<p>開示が義務付けられ、・・・(省略)・・・平成22事業年度より、経営上の意思決定を行い、業績を評価するために、経営者が企業を事業の構成単位に分別した方法を基礎とする「マネジメント・アプローチ」を導入されたところである。一方、独立行政法人においては、<u>業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、セグメント情報の開示が義務付けられている</u>ところであり、・・・(省略)・・・独立行政法人の業績評価に資するよう、<u>事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示が行われている</u>ことから、現行の基準及び注解における対応で十分であり、<u>基準及び注解の改訂を行う必要性はないとの結論に至った。</u></p>	
<p>1-①. 事業等のまとまりごとに区分された情報の充実 ● 予算の見積りと執行実績の開示等（事業報告書の記載・添付事項の拡充等）</p>		
<p>(4) 情報公開の充実 ○ 各法人の <u>事業等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する。</u></p>	<p>○ 事業報告書の記載内容 事業報告書は、「独立行政法人の事業報告書における記載事項について」（平成20年1月29日事務連絡）により、事業報告書の標準様式を示し、法人全体の予算と決算の比較等の開示を求めている。</p>	<p>○ セグメント情報とあわせて、事業等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業報告書に添付・公表することが適切か（参考資料P3）。</p> <p>○ 説明責任を求める「著しい乖離」をどのように考えるか。</p>

独立行政法人改革等の概要	現行の独法会計基準等における取扱い	主な論点（案）
<p>1-②. 運営費交付金の収益化基準の見直し ● 業務達成基準の原則化</p> <p>【閣議決定】 4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達の合理化及び情報公開の充実 (1) 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進 ○ 法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。</p>	<p>○ 現行の収益化基準は以下のように定められている。 【注解 60 運営費交付金の会計処理について】 2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。 (1) 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。 (2) 上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。 (3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。（以下、省略）</p>	<p>○ 独立行政法人の運営費交付金の収益化の基準の採用状況をどのように評価するか。 ・ 現行の収益化基準は、業務達成基準、期間進行基準及び費用進行基準がある。 ・ 各独立行政法人の採用状況をみると、約60%が費用進行基準であり、全面的に業務達成基準を採用している法人は約8%、一部業務達成基準を採用する法人は約12%となっている（参考資料P4）。</p> <p>○ 業務達成基準を原則とする場合、例外をどのように整理するか。 ・ 独立行政法人の運用状況をみると、以下の内容が例外として考えられるか。 ➢ 中期目標期間最終年度の未使用額（運営費交付金債務）の取扱い ➢ 補助金等を交付する業務 ➢ 審査業務等、事前に業務及び対応するコストの見積りが困難な事業 等</p> <p>○ 実行可能性の観点から、業務達成基準をどのように整理するか。</p>

独立行政法人改革等の概要	現行の独法会計基準等における取扱い	主な論点（案）
<p>1－③. 単年度管理法人創設に伴う運営費交付金の会計上の取扱い</p> <p>● 運営費交付金の会計上の取扱い等（繰越し、国庫納付の処理方法等）</p>		
<p>【閣議決定】</p> <p>4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実</p> <p>(1) 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進</p> <p>○ 単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、<u>運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。</u></p>	<p>○ 中期目標期間最終年度の運営費交付金の取扱いは、現在、以下のように定められている。</p> <p>【注解 60 運営費交付金の会計処理について】</p> <p>3 <u>中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。</u>このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて交付金を収益化し、<u>なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。</u></p>	<p>○ 単年度管理法人の運営費交付金の会計処理をどのように扱うか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度が中期目標期間の最終年度とみなし、運営費交付金債務は全て収益化して積立金とした上で、国庫納付又は繰越しを行うべきか。 <p>○ 合理的な理由がある場合の繰越しについては、中期目標管理法人の次期中期目標期間への積立金の繰り越し（参考資料P7）と同じ基準とすることが適切か。</p> <p>○ その他、単年度管理法人等創設に伴う用語等の修正が必要。</p>
<p>1－④. 独立行政法人改革を実現するための環境整備</p> <p>● 運営費交付金等の財源で取得したたな卸資産等の資産見返負債の計上等</p>		
<p>【閣議決定】</p> <p>4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実</p> <p>独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から使途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。ま</p>	<p>○ 現行の独法会計基準では以下の処理が求められている。</p> <p>【基準第 81 運営費交付金の会計処理】</p> <p>4 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は<u>当該資産が償却資産若しく</u></p>	<p>○ 経営努力を利益に適切に反映させる観点から、固定資産等以外にも資産見返負債の計上を行うか否か。(参考資料P9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討事項としては、以下の項目が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ たな卸資産 ➢ 長期前払費用等の経過勘定 ➢ 敷金 等 <p>○ 経営努力を利益に適切に反映させる観点から、有価証券等にも基準 87（損益外処理）の適用を認めるか否か。</p>

独立行政法人改革等の概要	現行の独法会計基準等における取扱い	主な論点（案）
<p>た、<u>法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善する。</u></p>	<p>は<u>重要性が認められるたな卸資産</u>（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）<u>であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。</u>（省略）</p> <p>【基準第 87 特定の償却資産の減価に係る会計処理】</p> <p>独立行政法人が保有する償却資産のうち、<u>その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないもの</u>として特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、<u>損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額</u>するものとする。</p>	
<p>1－④. 独立行政法人改革を実現するための環境整備</p> <p>● 国庫納付等に関する開示の充実</p>		
<p>【閣議決定】</p> <p>4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実</p> <p>独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から用途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。（以下、省略）</p>		<p>○ インセンティブ制度の運用改善や研究開発型法人の創設と併せて、財務諸表の透明性と説明責任を向上させる観点から、開示内容を拡充すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善する。」とされている。 ・ 開示を充実すべき事項としては、以下の事項等が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 目的積立金（計上の根拠となった経営努力の内容、目的積立金の具体的な用途等）

独立行政法人改革等の概要	現行の独法会計基準等における取扱い	主な論点（案）
		<p>（独法改革により、目的積立金の認定基準の緩和が行われている）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国庫納付等の注記 （国会審議等において国庫納付の促進等の観点から、情報開示の充実が求められている） ➤ 科学研究費補助金等 （国大法人等では附属明細等による開示が従来から行われている）
<p>1－④. 独立行政法人改革を実現するための環境整備 ● 財務諸表データの電子化等による情報公開の充実</p>		
<p>【閣議決定】 4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実 （中略） さらに、これまでの一律的で過度に厳格な運用を見直し、一律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化することと併せて、<u>法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実</u>、すなわち「見える化」を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人の財務諸表は、各法人の HP において PDF ファイルにより個々に公表されている。 ○ 独立行政法人の財務諸表では、独法会計基準等に準拠しつつ、企業会計の基準を参考とした勘定科目の設定が行われているが、基本的には各法人が判断によっているため、同一の取引であっても勘定科目の名称がそれぞれ異なる場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、独法会計基準第 59「貸借対照表の様式」では、「未払金」という勘定科目が示されているが、実際の開示例では以下のように様々な名称による開示がみられる。 「売買事業費未払金」、「業務未払金」、「設備購入未払金」、「国庫納付未払金」、「国庫納付金未払金」、「研究業務未払金」等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、全法人の財務諸表の情報を一覽にし、横断的に閲覧・比較分析できるようにすべきではないか。（参考資料 P10）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公会計では、財務諸表作成に係る統一的な基準の策定によって地方公共団体間の比較可能性を確保するとともに、標準的なソフトウェアを開発し、地方公共団体に提供することが検討されている。 ・ 独立行政法人では、法人ごとに業務の特性に応じた財務会計システムを独自に整備・運用しているため、データベース化等に当たり、勘定科目の共通化が課題となっている。 ・ さらに、勘定科目の共通化を含め、独法の財務会計システムのあり方も中長期的な課題となっている。

独立行政法人改革等の概要	現行の独法会計基準等における取扱い	主な論点（案）
<p>2. 独法改革に伴う監査基準の見直し</p>		
<p>【閣議決定】</p> <p>3. 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入</p> <p>(1) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化</p> <p>○ <u>監事・会計監査人の調査権限を明確化</u>するとともに、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び <u>監査報告の作成を義務付ける</u>。</p> <p>また、これに併せ、監事監査の指針や <u>会計監査の指針を見直す</u> ほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、<u>監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化</u>、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。</p>	<p>○ 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」及び「独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準」において会計監査人の権限等が記載されている。</p> <p>【第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）】</p> <p>・ 第2節 会計監査人の権限</p> <p><u>独立行政法人の会計監査人の権限に関する法令上の具体的な定めはない。</u></p> <p>独立行政法人に対する会計監査を適切かつ円滑に遂行するためには、中央省庁等改革の推進に関する方針Ⅲ18. (3)に記載されたように、「会計監査人は、何時でも、独立行政法人の会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は長その他の役員（監事を除く。）及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる」とすべきである。（以下、省略）</p> <p>第3節 会計監査人の義務</p> <p><u>独立行政法人の会計監査人の義務に関する法令上の具体的な定めはない。</u></p> <p>独立行政法人に対する会計監査を適切かつ円滑に遂行するために、本報告書第6章の記載中、会計監査人の義務に相当する内容については、会計監査人と独立行政法人との間で締結される会計監査契約において、会計監査人の義務の範囲として明確に定められることが必要である。（以下、省略）</p>	<p>○ 今回の法改正により明確化された会計監査人の調査権限等については、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に関する報告書」及び「独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準」に明記することが適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧謄写の権限、会計に関する報告の徴収に関する権限（通則法第39条第2項） ・ 会計監査人の子法人への調査権（通則法第39条第3項） ・ 役員の不正行為等についての監事等の報告 ・ 監査報告書の作成義務（通則法第39条第1項） ・ 不正等の監事への報告義務（通則法第39条の2） <p>○ 上記のほか、監事の機能の実効性を向上させるため、運用面でどのような取り組みが必要か。これに伴い、監査基準等に反映すべき内容があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閣議決定では、監事と会計監査人等との連携強化による監査の質の向上を図るものとされている。 ・ 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（第5章第1節(2)）では、「会計監査人と監事の関係について」の考え方が示されている。 <p>○ 内部統制システム導入に伴い、監査基準等を見直す必要があるか。</p>

独立行政法人改革等の概要	現行の独法会計基準等における取扱い	主な論点（案）
	<p>※ この他、法改正による影響が見込まれる部分を精査中。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通則法第 28 条 2 項において、業務方法書にいわゆる内部統制システムについての記載が求められている。 ○ 改正された通則法では、「独立行政法人の役員又は会計監査人（第四項において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」(25 条の 2) とされたことに伴い、監査基準等を見直す必要があるか。
<p>3. その他</p>		
<p>● 企業会計基準改訂を踏まえた退職給付引当金等の取扱い</p>		
	<p>○ 独法会計における退職給付引当金は独法会計基準では以下のように定められている。 【基準第 38 退職給付引当金の計上方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しなければならない。 2 退職給付債務は、独立行政法人の役員及び職員の退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する。 3 退職給付債務には、退職一時金のほか、厚生年金基金から支給される年金給付、退職共済年金に係る整理資源負担及び恩給負担金に係る債務が含まれる。 4 未認識過去勤務債務とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務 	<p>○ 企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」（平成 22 年 6 月 30 日）及び企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」の改訂について、独立行政法人についてどのように対処するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計においては、会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みの一環として、平成 22 事業年度から連結財務諸表に包括利益の表示が行われているが、個別財務諸表への適用は、市場関係者の意見が大きく分かれている状況等から、当面の間、個別財務諸表には適用しないこととされている（参考資料 P 13）。 ・ このような事情等を踏まえ、会社法計算書類においては、単体及び連結ともに根拠規定が設けられていない。（参考資料 P 14） <p>○ 退職給付費用及び勤務費用の計算方法等については、企業会計基準第 26 号「退職給付に</p>

独立行政法人改革等の概要	現行の独法会計基準等における取扱い	主な論点（案）
	<p>の増加又は減少部分のうち、費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。）されていないものをいう。未認識過去勤務債務は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。</p> <p>5 未認識数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用収益との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。</p> <p>6 年金資産の額は、厚生年金基金が運用している年金資産を期末における公正な評価額により計算する。</p> <p>7 複数の事業主により設立された厚生年金基金に加入している場合においては、退職給付債務の比率その他合理的な基準により、独立行政法人の負担に属する年金資産等の計算を行うものとする。</p> <p>8 職員数三百人未満の独立行政法人については、退職給付債務のうち、退職一時金に係る債務については、期末要支給額によることができる。</p>	<p>関する会計基準」の改正（平成 24 年 5 月 17 日）により、退職給付費用及び勤務費用の計算方法、割引率、予想昇給率及び複数事業主制度等の考え方が見直されているが、独立行政法人ではどのように対処するか。</p>
<p>● 新公益法人制度への対応</p>	<p>○ 独法会計基準及び注解では、関連公益法人等の範囲及び開示内容について、以下のとおり定めている。</p>	<p>○ 新公益法人制度が反映されていないため、会計基準の記載を改める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新公益法人制度では、法人の類型が新たに定義（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人）

独立行政法人改革等の概要	現行の独法会計基準等における取扱い	主な論点（案）
	<p>【注解 91 公益法人等の範囲について】 公益法人等とは、財団法人、社団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。</p> <p>【基準第 130 連結財務諸表の附属明細書】 独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第 79 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。 （中略） (2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況</p> <p>イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高（一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等（国、独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体の補助金等）とその他の収益の金額を記載する。）並びに <u>収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</u></p>	<p>人、公益財団法人、移行法人）されているため、記載を改める必要がある。また、法人格のない社団についての取扱い明確になっていなかったことから、併せて定義する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新公益法人会計基準では、独法会計基準で求めている収支計算書の作成を義務付けていないため、当該記載を「正味財産増減計算書」又は「損益計算書」に改めるなど、関連する部分を見直す必要がある。
<p>● ソフトウェアの会計処理の取扱い</p>	<p>○ 独法会計基準におけるソフトウェアの会計処理は以下のように定められている。</p> <p>【基準第 8 資産の定義】</p> <p>1 独立行政法人の資産とは、過去の取引又</p>	<p>○ 収益の獲得又は費用削減が確実に見込まれなくとも、行政サービスの提供能力があるソフトウェアについては資産として計上することが適切ではないか。（参考資料 P 15）</p>

独立行政法人改革等の概要	現行の独法会計基準等における取扱い	主な論点（案）
	<p>は事象の結果として独立行政法人が支配する資源であって、それにより独立行政法人のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。</p> <p>【注解 24 ソフトウェアについて】</p> <p>1 ソフトウェア（コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等をいう。以下同じ。）を用いて外部に業務処理等のサービスを提供する契約等が締結されている場合のように、その提供により将来の収益獲得が確実であると認められる場合には、適正な原価を集計した上、当該ソフトウェアの制作に要した費用に相当する額を無形固定資産として計上しなければならない。</p> <p>2 法人内利用のソフトウェアについては、完成品を購入した場合のように、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、当該ソフトウェアの取得に要した費用に相当する額を無形固定資産として計上しなければならない。</p> <p>3 機械装置等に組み込まれているソフトウェアについては、当該機械装置等に含めて処理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ソフトウェア以外の資産については、将来の経済的便益が期待されない場合でも、営利を目的としない独立行政法人の性格を踏まえ、行政サービスの提供能力があるものについては資産として認識している。 • ソフトウェアについても、収益獲得又は費用削減が確実であるかどうかという観点の他、行政サービスの提供能力があるかどうかという観点からも資産性を認めるべきではないか。 • 注解 24 第1項におけるソフトウェアの資産性の要件については、収益の獲得が確実である場合のみならず、費用削減が確実と見込まれる場合も想定すべきではないか。（例えば、製本してから配布していた冊子等をインターネット経由で配信できるようにする場合など。）